

# 概要版 指定管理者制度及び業務委託契約における賃金上昇・物価高騰対策について

総務常任委員会報告資料②  
令和8年8月議会 人事課・管理調達課

## 1 対応方針

指定管理者制度と業務委託契約（「県有施設等の管理・保守」の分野など）について、期中の賃金上昇や物価高騰の影響を契約・協定に適切に反映する「スライド方式」を令和9年度から順次導入する。（公共工事についてはスライド条項を導入済）

## 2 国の動き

### ◆総務省通知

- 「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について」（R7.6.26）
- 「地方の官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた取組の加速化等について」（R8.7.7）⇒スライド条項等の導入の徹底など

### ◆地方財政措置

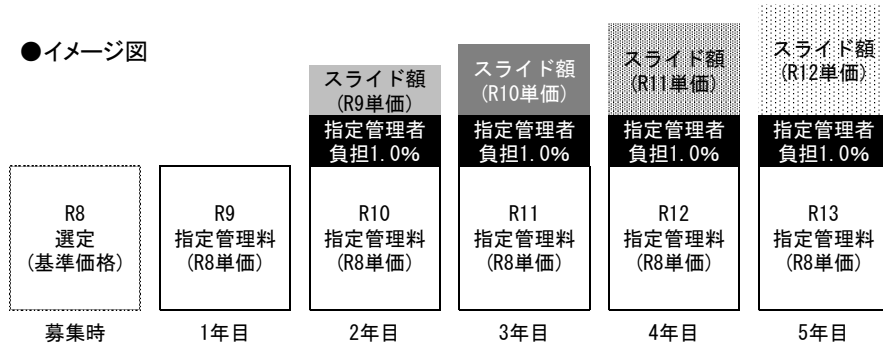
- ・地方公共団体の価格転嫁の取組状況を普通交付税算定へ反映（R8年度～「価格転嫁分」(1,000億円程度)）

## 3 見直しの概要

### (1) 指定管理者制度

- ・毎年度、スライド額を算定し、翌年度の指定管理料に反映することで価格転嫁を図る。

#### ●イメージ図



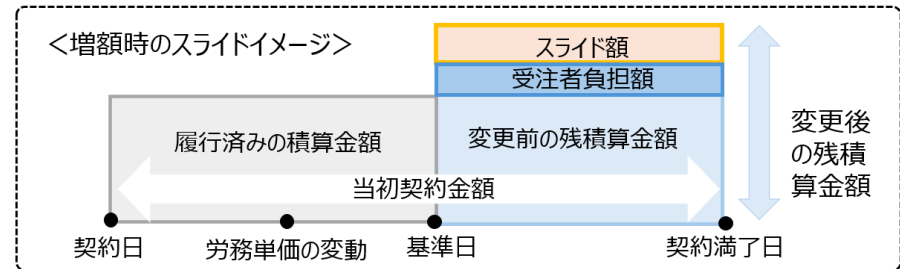
### [スケジュール]

- R8年9月2日 スライド方式導入に係る議会報告・公表（県HP）  
（以降順次）R8年度指定管理更新施設の公募・選考手続き
- R8年12月 更新施設に係る債務負担行為・指定議案の提案

### (2) 業務委託契約

- ・労務費の変動が生じた場合に、事前に定めたルールに従い、変更する金額を算出し、変更契約を締結する。

※制度導入に向けて対象業務やスライド額の算出方法を精査中。



### [スケジュール]

- R8年9月2日 スライド制度導入方針に係る議会報告
- R8年10月～12月 制度導入に向けた精査、マニュアル作成
- R9年1月以降順次 入札公告、見積書提出依頼にスライド条項の対象であること明記

# 指定管理者制度におけるスライド方式の導入について

参考資料  
令和8年8月議会 人事課

- 指定期間は原則5年間又は3年間としているが、近年の賃金上昇・物価高騰により、**指定管理者が応募の時点で今後の物価変動等を的確に見込むことが難しい状況。**
- 指定管理者が**急激な物価変動等の中にあっても安定的に管理運営を行うことができるよう、「スライド方式」を導入する。**

## (1) 制度の概要

| 項 目      |                                                            | 考え方                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 対象施設     | 全施設                                                        | 全38施設を対象                                                                     |
| 対象経費     | 全経費<br>(人件費・物件費)                                           | コスト全体への適正な価格転嫁が求められているため、原則として全ての経費を対象                                       |
| 導入時期     | R9年度から                                                     | R8年度更新施設（R9年度が1年目）から順次導入。ただし、物価高騰等の影響が著しい場合は、導入前の施設も別途協議を行い、必要に応じて指定管理料を見直し。 |
| 指定管理者負担  | 1.0%                                                       | リスク分担の均衡を図る観点も踏まえ、一定以上の変動が生じた場合に対応<br>(※公共工事や他県事例も概ね同様の率)                    |
| スライド額算出式 |                                                            | 賃金上昇・物価高騰による増額分<br>－ 指定管理者負担（選定時基準価格×1.0%）                                   |
| 算出基礎     | 人件費                                                        | 県が毎年度策定する「標準人件費単価」の最新単価に置き換えて増額分を算出                                          |
|          | 物件費                                                        | 日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数（種別／建物サービス・警備）の伸び率を適用し増額分を算出                            |
| 実績確認の有無  | 申請時に「誓約書」を徴取（※導入趣旨に沿った活用を担保）<br>毎年度実施しているモニタリングで活用状況を確認・点検 |                                                                              |
| 予算措置の方法  | 当初予算<br>(R8年度の対応分は、予備費を活用予定)                               |                                                                              |

## (2) イメージ

毎年度、スライド額を算定し、翌年度の指定管理料に反映することで価格転嫁を図る。【スライド方式】

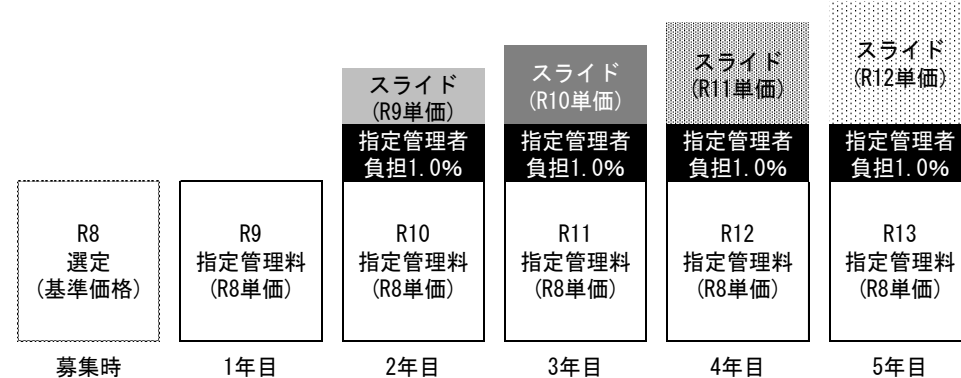
スライド額

=

賃金上昇・物価高騰による  
増加分  
(賃金上昇・物価高騰後の基準価格) - (選定時基準価格)

-

指定管理者負担  
(選定時基準価格)  
×1%



## (3) スケジュール

- R8年9月2日 スライド方式導入に係る議会報告・公表（県HP）  
(以降順次) R8年度指定管理更新施設の公募・選考手続き
- R8年12月 更新施設に係る債務負担行為・指定議案の提案

# 労務費等の適切な価格転嫁を図る制度の導入について（管理調達課）

## 【事業概要】

- ・地方においては官公需が地域経済に占める割合が高く、県の発注において適切な労務費等の価格転嫁を行う必要がある。
- ・令和9年度の業務委託契約等から、スライド条項を制度として導入し、労務費等の上昇に対し適時・適切な価格転嫁を図る。

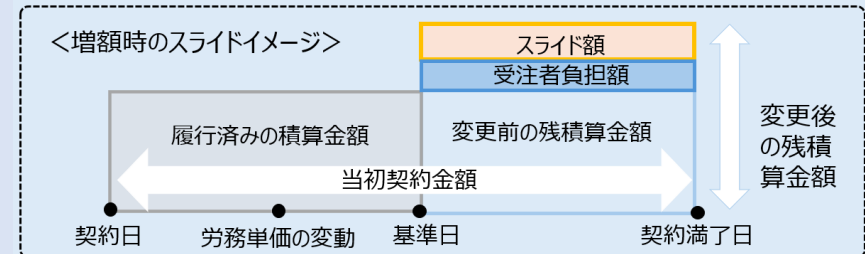
## 現状・課題

- 労務費等（最低賃金等）の上昇による受注者の負担増
  - ・最低賃金 952円 → 1,034円（R7.1.1から82円(8.6%)の増）
  - ・建築保全業務労務単価  
18,002円 → 19,540円（R7.4.1から1,538円(8.5%)の増）
- 契約書条項に基づく協議による対応（いわゆる甲乙協議）
  - ・庁内での統一的ルールがなく、価格転嫁まで至った事例は少ない
- 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」を踏まえた適切な価格転嫁の実現に向けた取組の加速化について（R8.4.21総務省通知）
  - ・労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記を地方自治体へ助言
- 地方の官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた取組の加速化等について（R8.7.7総務省通知）
  - ・全国の自治体調査の結果、官公需における価格転嫁への対応が不十分
  - ・今年度から直ちにスライド条項等の導入を徹底すること
- 11府県でスライド条項導入済み（R8.7時点）
  - ・対象業務の限定なし2府県、限定あり9県
  - ・対象業務の例：ビルメンテナンス関係業務（清掃・警備・保守等）

## 取組 ～スライド条項の導入～

### ○スライド条項の概要

- ・労務費の増額（または減額）が生じた場合に、事前に定めたルールに従い、変更する金額を算出し、変更契約を締結する。
- ・発注時の積算や、契約締結時の見積書等において労務単価、契約数量・工数、契約期間が明示されていることを要件とする。



### ○制度導入に向けた今後の精査・対応

- ・対象業務の精査
- ・スライド額の算出方法の精査
- ・事務処理手順のマニュアル作成
- ・スライド条項によらず契約書条項による協議のガイドライン等の整理

| 4月                    | 5月 | 6月 | 7月 | 8月         | 9月      | 10月          | 11月      | 12月 | 1月                            | 2月 | 3月 |
|-----------------------|----|----|----|------------|---------|--------------|----------|-----|-------------------------------|----|----|
| 情報収集、他県調査、制度設計、関係課と調整 |    |    |    |            | 常任委員会報告 | 細部調整、マニュアル作成 |          |     | 入札公告、見積書提出依頼にスライド条項の対象であること明記 |    |    |
|                       |    |    |    | 今年度の価格転嫁促進 |         |              | 庁内周知、説明会 |     |                               |    |    |